

(案)

第三次地域管理経営計画書

第二次変更計画

(安芸森林計画区)

計画期間 [自 平成20年4月 1日]
[至 平成25年3月31日]

[変更年月 平成22年3月]

四 国 森 林 管 理 局

第三次地域管理経営計画（安芸森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

- ①健全で活力ある森林を造成するため、林分密度の調整が必要な林分について間伐の実
 - ②分収造林の収穫（皆伐）と収穫跡地の更新を実施
 - ③企業等の社会的責任（CSR）活動としての森林整備活動の場所等の提供を行う「社会貢献の森」の設定を実施
- また、記載内容の一部変更についても併せて行う。

【変更する項目】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

(3) その他必要な事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

管理経営基本計画の3-(1)の林産物の供給の考え方に即し、「安芸国有林の地域別の森林計画」を踏まえ、計画する計画期間内における主要事業量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	118,492 《 87,991 》	673,480 《 51,444 》 (5,921)	791,972 《 139,435 》

注：《 》は分収林の収穫量で内書、()は間伐面積である。

② 更新総量

区 分	人工造林	天然更新	計
計	344	291	636

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等が行う自主的な森林整備等については、フィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な資料を推進することとし、ボランティア団体等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定を進めるものとする。

(3) その他必要な事項

① 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、森林所有者や森林組合関係者等多様な人達と連携し、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、児童生徒に、森林内で遊びながら、森林教室、林業体験ができるフィールドを提供することとし、学校教育機関等に積極的に働きかけることで「遊々の森」の設定に取り組むとともに、教職員やボランティアリーダー、地元自治体関係者等に対し、森林環境教育プログラムや教材の提供等を通じて森林環境教育の重要性についての意識の醸成を図る。

遊々の森の名称と位置及び面積

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
遊YOUの森	9.54	1020へ外
恵みの森 やなせ	18.55	2124い1外

- ② 企業等による社会的責任（CSR）活動を目的とした森林整備活動を支援するため、千ヶ谷に協定締結による「社会貢献の森」を設定し、提供するものとする。

社会貢献の森の名称と位置及び面積

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
千ヶ谷森づくり事業	1.52	1033い

- ③ 「森の巨人たち100選」に選ばれた巨樹・巨木（千本山橋の大杉）については、樹木が所在する馬路村や保護への協力者等を構成員とする協議会による自主的な活動を支援し、保全に努めることとする。

巨樹・巨木の名称と位置

名 称	位置 (林小班)
「森の巨人たち100選」 （千本山橋の大杉）	2113に